

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

山江村まち・ひと・しごと創生推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県球磨郡山江村

### 3 地域再生計画の区域

熊本県球磨郡山江村の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 【現状と課題】

本村は、人口がピークを向かえていた 1955（昭 30）年が 6,766 人であったことに  
対し、2015（平 27）年 10 月に行われた国勢調査では 3,422 人、住民基本台帳では  
令和 2 年 9 月末時点で 3,414 人でした。国勢調査をベースにピーク時と比較すると、  
人口は約 50.5%に減少しており、このことは高度経済成長期における大幅な人口流  
出による急激な人口減少に加え、近年では、進学や就職により若年層が東京圏を中  
心とした大都市への転出、いわゆる「一極集中化」によるものと考えられます。

年齢 3 区分別人口の推移について、2010（平 22）年と 2014（平 26）年の数値を  
みていくと、0 歳から 14 歳の年少人口は 599 人から 595 人、15 歳から 64 歳の生産  
年齢人口は 2,029 人から 1,849 人といずれも減少しているのに対し、65 歳以上の老  
齢人口は 1,053 人から 1,078 人と増加しており、人口減少や少子化とともに高齢化  
を迎えています。更に、2018（平 30）年に発表された社人研の推計によると、2040  
（令 22）年には生産年齢人口と高齢人口が逆転することとなり、少子高齢化に加え  
超高齢化が加速するとされています。

本村の直近の合計特殊出生率は 2.00 と、全国平均の 1.42 や熊本県平均の 1.64 を  
大きく上回り、高い水準にあるものの、出生数自体は緩やかな減少傾向にあります。  
一方、死亡数は増加傾向にあり、自然動態については、2019（平 31）年は 25 人の  
自然減となっています。社会動態については、総じて転入を転出が上回る社会減の

状況にあります。特に転出超過に占める10代後半から20代前半の割合が高くなっており、2019（平31）年に45人の社会減となっています。社人研が2018（平30）年に公表した推計によると、本村の人口は、2023（令5）年に3,000人を割込み2,971人になるとされており、これは2013（平25）年に同研究所が発表した推計3,227人から約9.2%下回っています。更には、2060（令42）年においては、前回の推計2,074人に対し、大幅に下回る1,201人という推計がなされており、今後も人口減少に歯止めがかからない厳しい減少傾向にあることを示しています。

このような状況において、今後、年少人口及び生産年齢人口の減少により域内消費の減少及び村内総生産の減少が予想され、同時に地域経済規模の縮小が懸念されます。

また、人口減少及び高齢者世帯の増加に伴い、地域活動を積極的に行える住民が減少し、コミュニティ機能が低下する恐れがあります。

例えば、行政区活動の衰退、集落内の美化の維持困難、災害時における災害弱者を支援する住民の不足、消防団員の減少などの地域を支える自主的な活動ができなくなることが懸念されます。

東京一極集中と地方からの人口流出はますます進展しており、それに歯止めをかけることは容易なことではなく、構造的な課題の解決には長時間を要します。仮に出生率は改善しても、出生数は容易に増加せず、人口減少に歯止めがかかるまでには数十年を要します。

住民とともにこれらの課題を共有しながら、これまでになく危機感を持って、限られた資源を有効に活用するという認識のもと、人口減少克服と地方創生に取り組む必要があります。

## 【目標】

山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案し、「地方人口ビジョン」を踏まえて、政策分野ごとに5年後の基本目標を定め、これまで5ヵ年間に様々な取り組みを行ってきました。

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「むら」に元気を取り戻すため、国や熊本県の総合戦略で示されている「基本目標」を踏まえた以下の基本目標を本計画においても

掲げ、より一層、村全体が元気になる施策を進めていくこととします。

### 基本目標 1 むらの活力につながる雇用づくり

本村の人口減少に歯止めをかけるには、特に若い世代の都市部への転出超過を解消する必要があります。そのために、本村を支える基幹産業の発展と、魅力ある雇用づくりをめざします。

### 基本目標 2 移住・定住の促進

本村が発展を続けていくためには、「しごと」づくりだけではなく、若者が定住する環境整備が重要となります。また、外部から本村への移住希望に対する受け皿をつくり、移住・定住を促進します。

### 基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、笑顔のたえないむらづくり

若い世代が安心して結婚・妊娠・出産・子育てをしやすい環境づくりを促進するとともに、子どもからお年寄りまで笑顔のたえないむらづくりを実現します。

### 基本目標 4 安心な暮らしを実現するむらづくり

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、安心して暮せる「むら」づくりが必要です。そのため、地域の特性に即した課題解決と、地域活性化に取り組み、住民が安心して暮せるむらづくりを実現します。

## 【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (R6年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	新規雇用（就業）者創出数	0人	20人	基本目標 1
イ	社会人口増減数	-28人 (過去5年間 平均値)	0人	基本目標 2

ウ	安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるむらの満足度アンケート	70.8%	80%	基本目標 3
エ	山江村に住み続けたい人の割合	70.8%	75%	基本目標 4

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

山江村まち・ひと・しごと創生推進事業

ア むらの活力につながる雇用づくり事業

イ 移住・定住の促進事業

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、笑顔のたえないむらづくり事業

エ 安心な暮らしを実現するむらづくり事業

#### ② 事業の内容

ア むらの活力につながる雇用づくり事業

むらの活力につながる雇用の創出を図るため、基幹産業である農林業や商工業の付加価値を高め、多様な働く場を創出するとともに担い手の育成も推進します。また、地域特性を活かした企業誘致活動に努め雇用の場を確保します。

あわせて、本村の認知度向上や特産品の販路拡大、観光客の増加を図り関係人口を増加させる取り組みを進めていきます。

・具体的な事業例 稼げる「しごとづくり」の実現事業

企業誘致の推進事業

観光資源の磨き上げ事業 等

イ 移住・定住の促進事業

本村の地理的な好条件や先駆的な子育て支援・教育環境などを前面に打ち出した移住・定住対策に取り組みます。その受け皿として、空き家バンクへの空き家・土地の登録推進し、村内各地に点在している空き家の整備・改修や宅地分譲などを実施します。

住環境整備を進めることで、都市部への人口流出を是正するとともに、UターンやIターンによる定住人口増加を目指します。

- ・具体的な事業例 空き家の整備事業  
宅地分譲地整備事業  
移住・定住の希望者への情報提供事業 等

#### **ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、笑顔のたえないむらづくり事業**

本村においても核家族化や共働き世帯の増加に伴い、子育てのニーズは多様化しており、よりきめ細かな対応が求められています。そのため、子どもを産み育てやすい環境づくりを充実し、若い世代の結婚、出産、子育てに関する希望が実現できるよう、結婚、妊娠、出産、育児への切れ目のない支援と、地域で支える仕組みづくりを充実します。

また、ICTを活用した教育をはじめとする教育環境の充実に取り組みます。

- ・具体的な事業例 妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援事業  
結婚を希望する若者への支援事業  
ICT教育を始めとする教育環境の整備事業 等

#### **エ 安心な暮らしを実現するむらづくり事業**

村民一人ひとりが安心して暮らすことができ、持続的に発展するむらづくりを進めるため、地域における生活拠点の整備をはじめ、多様な人材が活躍できる地域づくりや、防災対策の推進など、本村の地域特性や資源を最大限に活用しながら、課題解決に向けた取り組みを推進します。

また、公共交通をはじめとする共通の課題を抱えている近隣市町村との広域連携を図ることで、効率的かつ効果的な対策を実施します。

- ・具体的な事業例 安心・安全な環境整備事業  
住んで良かった、住み続けたいと思えるむらづくり事業  
次代を担う人材の育成事業 等

※なお、詳細は第2期 山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

800,000千円（令和2年度～令和6年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年12月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取り組み方針を決定する。検証後速やかに山江村公式Webサイトで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで